

第57号議案

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

奥池集会所の改修に伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和40年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2地区集会所施設使用料金表中

「

奥池集会所	和室(A)	8畳	16	1,000	1,100	1,200	2,400
	和室(B)	8畳	16	1,000	1,100	1,200	2,400
	洋室(A)	58 m ²	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	17 m ²	12	700	800	1,000	—

」

を

「

奥池集会所	洋室(A)	58 m ²	38	2,000	2,400	2,800	5,600
	洋室(B)	17 m ²	12	700	800	1,000	2,000

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 照

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

奥池集会所の改修に伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

奥池集会所の施設使用料等を次のように改正する。(別表第2関係)

室名	広さ	収容 人員 (人)	施設使用料金 (円)			
			朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30分	深夜 午後11時～ 翌日午前8時
洋室(A)	58m ²	38	2,000	2,400	2,800	5,600
洋室(B)	17m ²	12	700	800	1,000	2,000

3 施行期日

公布の日から起算して90日を超えない範囲内において規則で定める日